

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成27年2月定例府議会に提出される次の議案については、異議がないものと決定する。

平成27年2月20日

### 大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 平成27年度大阪府一般会計当初予算の件（教育委員会関係分）
- 2 平成26年度大阪府一般会計補正予算（第5号）の件（教育委員会関係分）

#### ○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立視覚支援学校改築工事）
- 2 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件
- 3 大阪府立東淀川高等学校教室棟外壁改修工事の入札における違法行為に基づく損害賠償金に関する債権放棄の件

#### ○条例案

- 1 大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 2 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例一部改正の件
- 3 府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例一部改正の件
- 4 大阪府附属機関条例一部改正の件
- 5 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 6 大阪府教育委員会の委員の数を定める条例一部改正の件
- 7 大阪府教育行政基本条例一部改正の件
- 8 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例制定の件
- 9 職員の管理職手当の特例に関する条例制定の件
- 10 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 11 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 12 大阪府立学校条例一部改正の件
- 13 大阪府立図書館条例一部改正の件
- 14 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 15 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

	件 名	概 要
1	工事請負契約変更の件 (大阪府立視覚支援学校改築工事)	大阪府立視覚支援学校改築工事請負契約 (平成23年10月22日議決)  契約金額 17億703万390円 →17億6、522万790円  請負者 株式会社鴻池組
2	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・貸付額88万8千円のうち、回収不能となった85万8千円及び当該貸付金に係る遅延損害金 件 数：6件
3	大阪府立東淀川高等学校教室棟外壁改修工事の入札における違法行為に基づく損害賠償金に関する債権放棄の件	株式会社中田組に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・損害賠償額456万円のうち、回収不能となった436万円及び当該損害賠償金に係る遅延損害金

○条例案

	件 名	概 要
1	大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長に職務に専念する義務が課せられることに伴い、教育長の職務に専念する義務の免除に関する特例を定める。 施行日：規則で定める日
2	政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例一部改正の件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が一般職に属する職員でなくなることに伴い、所要の改正を行う。 施行日：規則で定める日
3	府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例一部改正の件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：平成27年4月1日

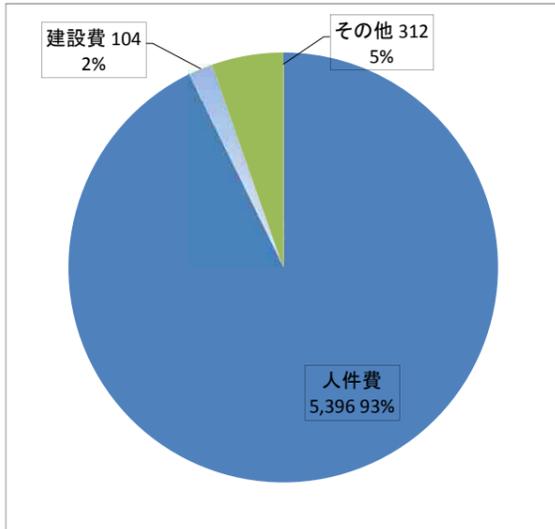
4	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。 施行日：平成27年4月1日ほか</p> <p>2 事業名称の変更に伴い、大阪府進学指導特色校評価審議会の名称を変更する。 ・大阪府グローバルリーダーズハイスクール評価審議会 施行日：平成27年4月1日</p>
5	大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の委員長の職が廃止され、及び教育長が委員でなくなることに伴い、所要の改正を行う。 施行日：規則で定める日</p>
6	大阪府教育委員会の委員の数を定める条例一部改正の件	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会が教育長及び委員をもって組織するとされることに伴い、府教育委員会の委員の数を5人とする。 施行日：規則で定める日</p>
7	大阪府教育行政基本条例一部改正の件	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整備（条項ずれ是正等）を行う。 施行日：平成27年4月1日ほか</p>
8	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定の件	<p>本府の財政状況を踏まえ、特別職等の給料及び期末手当の時限的減額を行う。 施行日：平成27年4月1日</p>
9	職員の管理職手当の特例に関する条例の制定の件	<p>本府の財政状況を踏まえ、管理職手当の時限的減額を行う。 施行日：平成27年4月1日</p>
10	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>交通機関に係る通勤手当について、国の取扱いに準じて、通勤手当の支給限度額を設ける。 施行日：平成27年4月1日</p>
11	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>給与制度の総合的見直しによる給与水準の引下げに伴い、国に準拠して退職手当の調整額を改定するなど、所要の改正を行う。 施行日：平成27年4月1日</p>

12	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の教職員の定数について、児童及び生徒の数の変動による学級数の増減に伴い、次のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 9,928人 → 10,006人</li> <li>・特別支援学校 3,862人 → 4,001人</li> </ul> <p>施行日：平成27年4月1日</p> <p>2 大阪府立西成高等学校、大阪府立長吉高等学校、大阪府立箕面東高等学校及び大阪府立福井高等学校の学科を改編する。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p> <p>3 大阪府立池田北高等学校及び大阪府立咲洲高等学校を閉校する。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
13	大阪府立図書館条例一部改正の件	<p>大阪府立中之島図書館において、公募型の指定管理者制度を導入するとともに、多目的スペースを設け、利用料金制度を導入するため、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成28年4月1日</p>
14	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動による学級数の増減及び国の定数改善に伴い、府費負担教職員の定数を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 27,268人 → 27,091人</li> <li>・中学校 16,249人 → 16,192人</li> <li>・高等学校 28人 → 29人</li> <li>・特別支援学校 1,474人 → 1,602人</li> </ul> <p>施行日：平成27年4月1日</p>
15	大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>文化財保護法に基づく事務の一部について、島本町が処理することとなるなど、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>

# 平成27年度 大阪府教育委員会当初予算(案)の概要

(単位:千円)

≪H27年度:当初予算(案) 5,812億円≫



H26年度当初予算		H27年度当初予算(案)	
当初予算	5,793億円 (4,450億円)	当初予算	5,812億円 (4,546億円)
うち事業費	439億円 (216億円)	うち事業費	416億円 (226億円)

※( )は一般財源(内数)

事業費予算の増減	
≪主な増減事業≫	
○就学支援金関連事業費(学年進行による増)	53.1億
○府立視覚支援学校整備事業費(工事費の増)	7.7億
○生徒指導機能充実緊急支援事業費(新規事業)	3.3億
○全国高等学校総合体育大会開催事業費 (近畿開催(和歌山県)による増)	3.4億
○中学校給食導入促進事業費補助金 (補助対象校の増)	10.0億
○府立学校老朽化対策費 (改修対象工事の増)	13.3億
○府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費 (対象工事の減)	▲40.9億
○府立知的障がい支援学校新校整備事業費 (対象事業の終了)	▲70.7億
など	

教育振興基本計画項目	主な事業	区分	事業概要	H26	H27	主な増減理由	
1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	英語教育推進事業費	知・継	フォニックスを活用した英語学習のための「英語学習パッケージ」を開発する。	60,750	98,701	委託契約金額の増	
	中学生学びチャレンジ事業費	継	中学校の学力向上を図るため学力調査を実施する。	196,699	152,761	所要額の精査	
	スクール・エンパワーメント推進事業費	継	84中学校の「学校活性化計画」に基づく学力向上の取組みを支援する。	65,051	64,619	所要額の精査	
	習熟度別指導推進事業費	継	府内小中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて習熟度別指導を行う。	定数活用		—	
2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	骨太の英語力養成事業費	知・継	平成27年度から、府立高校17校においてTOEFL iBTを扱った授業を順次導入する。	26,027	22,569	一部事業の終了	
	英語教育推進事業費	知・継	在籍校によらず、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行う。	13,462	12,834	所要額の精査	
	就学支援金関連事業費	継	国の公立高校等の授業料無償化見直しに対応して、奨学給付金制度の充実や審査事務に必要な体制整備を行う。	6,049,760	11,355,587	学年進行による増	
	府立高等学校再編整備事業費	継	府立高等学校の再編整備に必要な経費	131,873	186,036	対象校の増	
	併設型中高一貫校整備事業費	新	併設型中高一貫校の整備に必要な経費	0	3,751	新規事業	
	グローバルリーダーズハイスクール支援事業費	継	グローバルリーダーズハイスクール(GLHS)への支援を行う。	71,187	38,981	一部事業の再構築	
	実業教育充実事業費	継	工科高校等における実習施設・設備の充実等を図る。	30,855	49,188	新規整備の増	
	障がいのある生徒の高校生活支援事業費	継	専門的な知識をもった臨床心理士や看護師等の配置 等	114,297	110,594	対象校の減	
3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	大阪市立特別支援学校一元化関連事業費	継	大阪市立特別支援学校12校(平成27年度開校予定の2校を含む)の移管に伴う初期経費	0	346,319	整備経費の増	
	府立視覚支援学校整備事業費	継	府立視覚支援学校の建替え工事を実施する。	326,474	1,097,487	改修工事継続	
	市町村医療的ケア体制整備推進事業費	継	小中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を補助する。	112,880	112,880	前年どおり	
	高度医療サポート看護師配置事業費	新	支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため常勤看護師を配置する。	0	4,170	新規事業	
	知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	継	高等学校に設置した自立支援コース、共生推進教室に非常勤講師等を配置する。	30,654	27,527	施設整備の減	
	就労支援・キャリア教育強化事業費	継	府立支援学校をモデル校に指定し、企業等のニーズや実情をふまえた授業の改善・充実等を図る。	13,030	13,047	社会保険料の増	
	キャリア教育支援体制整備事業費	継	就職希望者や進路未定者が多い学校に、就職支援コーディネーターやソーシャルワーカーを配置する。	57,240	50,955	対象校の減	
4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	生徒指導機能充実緊急支援事業費	新	中学校の生徒指導機能充実のため時間講師等を配置する。	0	330,000	新規事業	
	いじめ対策支援事業費	知・継	いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。	1,816	1,725	所要額の精査	
	スクールカウンセラー配置事業費	継	全中学校(政令市を除く)に配置	348,793	347,555	所要額の精査	
	スクールソーシャルワーカー配置事業費	継	学校と福祉をつなぐ専門家として、市町村(政令市・中核市を除く)に派遣	26,314	28,994	派遣回数増	
	中央図書館施設設備改修事業費	新	老朽化した中央監視装置の端末を更新する。	0	27,900	新規事業	
	中之島図書館環境改善等事業費	継	中之島図書館の図書館機能の強化と快適性の向上を図るために改修を行う。	207,344	216,686	改修工事継続	
	全国高等学校総合体育大会開催事業費	継	平成27年度和歌山県を幹事県として、近畿2府4県で開催する。大阪府では、6競技8種目の大会を開催する。	24,703	363,852	競技運営費の増	
	中学校給食導入促進事業費補助金	継	中学校給食を新規に実施する市町村に対する支援	2,339,440	3,340,179	補助対象の増	
5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます	教職員採用選考費	継	人材確保のため、教員採用選考テストのPR活動や教員採用選考の一層の工夫・改善を行う。	34,877	33,400	所要額の精査	
	教職員の資質向上方策推進事業費	継	「指導が不適切である」教諭等への具体的な対応の実施 など	3,853	3,684	相談部会の設置	
6 教員の力とやる気を高めま	校長マネジメント強化	学校経営推進事業費	継	学校経営を強化するため、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。	146,717	121,355	所要額の精査
		校長マネジメント推進事業費	継	校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。	210,000	213,000	対象校の増
	府立学校教育ICT化推進事業費	継	ICTネットワークの統合による校務の効率化	614,401	608,593	所要額の精査	
	学校情報ネットワーク再構築事業費	継	平成12年に導入した学校情報ネットワークを再構築するため、調達する機器等を具体的に設計する詳細設計を行う。	26,712	137,709	設計業務等の増	
7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	府立学校老朽化対策費	継	長寿命化を目的とする施設の改修と改築を組み合わせた老朽化対策を講じることにより、コストの低減化をはかりつつ、教育環境の改善を図る。	76,080	1,404,796	対象工事の増	
	府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	継	耐震化が困難な学校の改築及び天井・照明器具等の非構造部材の耐震化等	6,649,400	2,564,241	一部事業の終了	
	アスベスト対策事業費	継	金岡高校の生徒・教職員の安全確保のための吹付けアスベストの除去工事及びアスベスト飛散事故に関する協議会の運営等	29,745	193,064	対象工事の増	
8 安全で安心な学びの場をつくりま	教育コミュニティづくり推進事業費	継	学校・家庭・地域の連携協力による取組み(学校支援地域本部、おおさか元氣広場、家庭教育支援)を支援	73,520	69,826	所要額の精査	
9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します							

## 教育委員会 平成27年度当初予算案の概要

一般会計	平成27年度当初予算額	5,812億2,412万7千円
	平成26年度当初予算額	5,793億4,137万円
	平成26年度最終予算額	5,836億271万1千円
	前年比 27当初/26当初	100.3%

### 〔 一 般 会 計 〕

上段 平成27年度当初  
 中段 平成26年度当初  
 下段 平成26年度最終

事業名	事業費 千円	事業内容の説明
<b>&lt;【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します&gt;</b>		
英語教育推進事業費 《知事重点事業》	9,870万1千円 6,075万円 5,430万円	府内の児童生徒が英語の4技能をバランスよく身につけるため、小学校では府教育委員会と民間業者がフォニックスを活用した英語学習パッケージを開発し、中学校では洋書を活用した英語教育の実践研究を行う。 ○対象数 7中学校・16小学校  【13ページ主要事業2 参照】
中学生学びチャレンジ事業費	1億5,276万1千円 1億9,669万9千円 1億2,764万4千円	中学生の学力向上を図るとともに、大阪府公立高等学校入学選抜における評定の公平性を担保することを目的に中学1・2年生を対象とした学力調査を実施する。  【14ページ主要事業3 参照】
スクール・エンパワーメント推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	6,461万9千円 6,505万1千円 5,458万7千円	府内84中学校を事業実施校に指定し、学力向上に向けた具体的な取組み等を盛り込んだ「学校活性化計画」に基づいた取組みへの支援を行う。 また、市町村の学力向上の取組みを活性化させ、小中学校の学力向上を図ることを目的に、特に支援が必要な市町村に対して取組みを推進するための経費を補助するとともに、府教育委員会が対象市町村の取組みについて指導・助言を行う。 ○スクール・エンパワーメント支援チームの派遣 ○スクール・エンパワーメント支援員の派遣 ○フォーラムの実施 ○市町村「アクションプラン」実行のための経費補助 ○事業期間 平成25～29年度
習熟度別指導推進事業費 (一部再掲)	(教職員定数で計上)	府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。 ○小学校(3年生以上) 一 国語・算数・理科 ○中学校 一 国語・数学・英語・理科

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
<b>&lt;【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます&gt;</b>		
骨太の英語力養成事業費 《知事重点事業》	2,256万9千円 2,602万7千円 2,582万4千円	府立高校生の英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を、高校3年間で英語圏の大学で修学できるレベルに引き上げるため、平成27年度から府立高校17校にTOEFL iBTを扱った授業を順次導入する。  【15ページ主要事業4 参照】
英語教育推進事業費 《知事重点事業》	1,283万4千円 1,346万2千円 1,118万8千円	グローバル社会で活躍する人材を育成するため、在籍校によらない「オール大阪」の視点で、英語科教員の指導力を高めながら、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬支援を行い、生徒の英語力向上をめざす。  【15ページ主要事業4 参照】
就学支援金関連事業費	113億5,558万7千円 60億4,976万円 57億8,805万9千円	公立高等学校の授業料無償化制度の見直しに伴い下記の事業を実施する。 ○公立高校生就学支援金事業費 府内公立高校在籍で年収が概ね910万円未満の世帯の生徒に就学支援金を支給する。 ○公立高校生奨学給付金事業費 国公立高校に在籍で非課税世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を給付する。 ○特別支援教育就学奨励扶助費 特別支援学校高等部に在籍する生徒の保護者などの経済的負担を軽減するため、ICT機器購入費等（平成26年度国制度拡充分）の就学奨励費を支給する。
府立高等学校再編整備事業費	1億8,603万6千円 1億3,187万3千円 1億1,596万2千円	府立高等学校の再編整備を推進する。 ○エンパワメントスクールの設置 エンパワメントスクールの設置にあたり、生徒支援を充実するためのSSW等の外部人材の配置、「学び直し」「わかる授業」を徹底するための無線LAN環境整備、生徒の進路に応じた専門科目の充実に必要となる実習設備等の整備等を行う。 ○普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 総合学科、普通科専門コース設置校への改編にあたり、生徒の進路を実現するための設備等の整備を行う。  【16ページ主要事業5 参照】
併設型中高一貫校整備事業費 《新規》	375万1千円 0 0	併設型中高一貫校の設置にあたり、必要となる施設改修（技術室、配膳室、中学校の学年集会室の整備等）に係る設計を行う。  【17ページ主要事業6 参照】
広報強化推進事業費 （大阪教育ゆめ基金活用）	918万7千円 928万2千円 803万6千円	進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力をアピールするとともに平成28年度の入学者選抜制度について説明を行う。
外国人による語学指導充実費	4億6,356万9千円 4億5,861万6千円 4億5,641万9千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国人英語指導員の配置及び語学学校等に勤務する外国人英語講師の派遣を行う。  ○外国人英語指導員の配置〔NET〕83名 ○外国人英語講師の派遣〔T-NET〕49校

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
グローバルリーダーズ ハイスクール支援事業費	3,898万1千円 7,118万7千円 4,891万7千円	グローバルリーダーズハイスクールにおいて、学力診断共通テストや合同発表会等を行う。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。
社会人等活用推進費	1億3,873万1千円 1億3,965万7千円 1億3,965万7千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用（高等学校、支援学校） ○特別非常勤講師の活用（高等学校）
実業教育充実事業費	4,918万8千円 3,085万5千円 3,054万3千円	将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新や、企業等との連携による技術・技能研修を実施する。
障がいのある生徒の 高校生活支援事業費	1億1,059万4千円 1億1,429万7千円 1億790万9千円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員（臨床心理士等）の配置 ○学習支援員・介助員の配置
高等学校支援教育力 充実事業費	727万円 727万円 727万円	自立支援推進校等の中から4校を支援教育サポート校に指定の上、「支援室」を設置し、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の府立高等学校と共有、活用を図る。
長期入院生徒 学習支援事業費	634万6千円 634万6千円 346万3千円	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
<b>&lt;【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します&gt;</b>		
大阪市立特別支援学校 一元化関連事業費	3億4,631万9千円 0 4,707万6千円	大阪市立特別支援学校の大阪府への一元化（平成28年4月）にあたり、ネットワーク環境整備などの開校準備を行う。  【18ページ主要事業7 参照】
府立視覚支援学校 整備事業費	10億9,748万7千円 3億2,647万4千円 3億4,059万2千円	府立視覚支援学校の工事を引き続き実施する。 ○工事期間 23年度～27年度（竣工27年10月予定）
府立支援学校 通学バス運行事業費	20億3,051万7千円 19億3,007万5千円 18億9,655万3千円	児童生徒の通学手段の確保のため通学バスを運行する。 ○通学バス208台
市町村医療的ケア 体制整備推進事業費	1億1,288万円 1億1,288万円 7,888万円	小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業費	事業内容の説明
高度医療サポート 看護師配置事業費 《新規》	千円 417万円 0 0	府立支援学校に在籍する高度な医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため常勤看護師を配置する。
知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費	2,752万7千円 3,065万4千円 3,065万4千円	知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。 ○自立支援推進校 9校 (園芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚) ○共生推進校 8校 (枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ、信太、緑風冠、金剛) ※学習サポーター、非常勤講師も活用。
支援教育地域支援 整備事業費	6,873万4千円 6,330万5千円 6,330万5千円	府立支援学校のリーディングスタッフ(府立支援学校教員)が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタッフ 地域の小中学校等へ巡回相談を実施
特別支援教育指導費	2,089万9千円 2,245万7千円 2,245万7千円	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内で行われている医療的ケアを継続して実施するための法定研修 ○府内小学校・中学校におけるインクルーシブ教育システムに関する研究(3市を予定)
府立支援学校福祉・ 医療関係人材 活用事業費	552万1千円 534万9千円 534万9千円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
就労支援・キャリア教育 強化事業費	1,304万7千円 1,303万円 1,303万円	府立支援学校においてモデル校を指定し、企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善・充実等取組みを推進するとともに、そのノウハウを障がいのある生徒が在籍する高等学校とも共有する。
高等学校における 発達障がい等のある 生徒支援事業費 《知事重点事業》	162万円 162万円 162万円	発達障がい等のある生徒が卒業後の自立した社会生活に必要な力を育成するために適切な支援の普及を図る。 ○府立高等学校4校をモデル校に指定し、個々の特性を把握する手法の研究 ○フォーラム等を通じた成果の共有・普及
<b>&lt;【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます&gt;</b>		
キャリア教育支援 体制整備事業費	5,095万5千円 5,724万円 5,359万5千円	就職内定率や進路未定者に課題を抱える学校に対して、就職支援コーディネーターやソーシャルワーカーを配置し、キャリア教育の推進を図る。 ○対象校数 府立34校 私立5校

事業名	事業費	事業内容の説明
生徒指導機能充実緊急支援事業費 《新規》	千円 3億3,000万円 0 0	中学校における生徒指導機能を充実させ、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月作成）の活用を促進することにより暴力行為を含む問題行動を減らす。 ○生徒指導主事が生徒指導体制の中心として活動できるよう時間講師を配置。 ○効果的な事業推進を支援するため生徒指導支援チームを派遣。 ○対象校数 府内中学校 162校（政令市含む）  【12ページ主要事業1 参照】
いじめ対策支援事業費 《知事重点事業》	172万5千円 181万6千円 181万6千円	いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。
被害者救済システム運用事業費	163万5千円 163万5千円 163万5千円	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。
豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業費	3,485万2千円 4,262万8千円 4,110万2千円	学校・家庭・地域が一体となって、道徳教育に取り組む。 ○実践研究校区（141中学校区）による取組み ○「『大切なこころ』を見つめ直して」別冊ワークシートの作成・配付（府内全公立小中学校） ○道徳教育に係る研修会等の実施
特別の教育課程による日本語指導推進事業費 《新規》	721万2千円 0 0	児童生徒一人ひとりの状況に応じた、日本語指導を充実させるための実践研究を行う。 ○「特別の教育課程」の実践研究 ○放課後を活用した個別指導の実践研究 ○実践事例集の作成
帰国・渡日児童生徒学校生活サポート推進事業費	160万円 165万円 165万円	日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に市町村との連携のもと、進路ガイダンス等を実施するとともに、ホームページを活用して10言語による学校での生活や進路情報を提供する。
日本語教育学校支援事業費	959万3千円 960万4千円 960万4千円	日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣する。
スクールカウンセラー配置事業費	3億4,755万5千円 3億4,879万3千円 3億4,879万3千円	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。
スクールソーシャルワーカー配置事業費	2,899万4千円 2,631万4千円 2,631万4千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカー等を府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。
児童生徒支援総合対策事業費	3,578万2千円 3,755万4千円 2,486万6千円	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめの対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
あいさつ運動推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	500万円 500万円 500万円	小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。 また、府立学校の児童・生徒が行うボランティアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、顕著な取組みを表彰する。
府立博物館管理運営費	2億7,805万1千円 3億1,803万3千円 3億1,501万8千円	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘運営費
文化財調査事務所運営費	1,774万8千円 3,395万4千円 3,395万4千円	文化財調査事務所等の維持管理
指定文化財等保存事業費	2,621万3千円 2,953万9千円 2,708万9千円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金
中央図書館 施設設備改修事業費 《 新 規 》	2,790万円 0 0	来館者の安全性確保のため、現状の監視制御を維持できるよう老朽化した中央監視装置の端末を更新する。
中之島図書館環境 改善等事業費	2億1,668万6千円 2億734万4千円 1億6,284万3千円	重要文化財である建物の景観の魅力向上、図書館の快適性の向上等を図るとともに図書館としての機能を強化する。 ○大書架の設置、照明器具の更新（LED化） ○外部軒廻り、樋の改修、記念室等の改修工事 ○館内の快適性確保（トイレ改修）、大阪古典籍のデジタル化 ○有識者会議の開催 等
<b>&lt;【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます&gt;</b>		
子ども元気アップ プロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	120万円 120万円 120万円	大阪の子どもたち（小学生）の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。 ○ドッジボール大会（27年11月予定） ○ジャンプアップ大会（27年12月予定） ○駅伝大会（28年2月予定）
競技力向上対策事業費	2,129万2千円 2,195万1千円 2,195万1千円	長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。 ○国体選手の強化事業助成等（40競技） ○一般競技の強化助成費（20競技）

事業名	事業費	事業内容の説明
全国高等学校総合体育大会開催事業費	千円 3億6,385万2千円 2,470万3千円 2,470万3千円	平成27年度和歌山県を幹事県として、近畿2府4県で開催する。大阪府では、6競技8種目の大会を開催する。 ○開催競技(体操(体操競技・新体操)・バレーボール・ハンドボール・テニス・自転車競技(トラック・ロード)・なぎなた)
中学校給食導入促進事業費補助金	33億4,017万9千円 23億3,944万円 16億5,678万3千円	学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村に対する財政的支援を行い、中学校給食の導入を促進する。 ○債務負担行為 【期間】23年度～27年度 【限度額】246億円
学校給食実施費	3億2,839万3千円 3億549万3千円 3億284万5千円	府立支援学校及び夜間定時制高等学校に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。 ○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・泉南 摂津・交野・泉北高等、岸和田、枚方、西浦の各支援学校 堺・だいせん高等の各聴覚支援学校(16校) ○給食センター委託事業 交野四條畷校の支援学校(1校) ○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校15校 ○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査 ・栄養教諭・栄養職員研修の実施等
<b>&lt;【基本方針6】教員のかとやる気を高めます&gt;</b>		
教職員研修の充実	1億6,635万4千円 1億7,500万3千円 1億7,500万3千円	教職員研修 <府教育センターで実施予定の研修> 総合研修 20講座 課題別研修 80講座 合計 100講座 <各課で実施する研修> ・初任者研修 ・キャリアアップ支援研修
教職員採用選考費	3,340万円 3,487万7千円 3,487万7千円	教員としての資質、意欲にあふれた人材を確保するため、教員採用選考テストのPR活動に力を入れるとともに、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。 ○説明会・広報活動の充実等 ○教員志望者及び合格者を対象とした事業の実施 ・大阪教志セミナーの実施 ・合格者対象セミナーの実施 ・教員チャレンジテストの実施
教職員の資質向上方策推進事業費	368万4千円 385万3千円 385万3千円	改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。 地公法、地教行法に基づき、教職員の意欲・資質能力の一層の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。

事業名	事業費	事業内容の説明
	千円	
<b>&lt;【基本方針7】学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます&gt;</b>		
[教職員定数] (一部再掲)	4,722億6,788万5千円 4,650億6,389万3千円 4,718億5,334万4千円	1. 定数の状況 ※人数は条例定数(対前年比) 小学校 27,091人 (▲177人) 中学校 16,192人 (▲57人) 高等学校 10,035人 (79人) 特別支援学校 5,603人 (267人) 計 58,921人 (112人)
		2. 学級編制基準 小学校 1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級 障がい種別ごとに8人) 中学校 40人(支援学級 8人) 高等学校 40人 特別支援学校 ・幼稚部 6人 ・小・中学部 6人 ・高等部(本科) 8人 ・重複障害学級 3人 ・訪問学級 3人
学校経営推進事業費	1億2,135万5千円 1億4,671万7千円 1億2,396万4千円	学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。
校長マネジメント推進事業費	2億1,300万円 2億1,000万円 2億1,000万円	学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。
教育総合相談事業費	2,019万円 2,024万8千円 2,024万8千円	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV i プラザの運営
府立学校教育ICT化推進事業費	6億859万3千円 6億1,440万1千円 6億901万7千円	府立学校において、目的別に整備されているネットワークや端末について、有効に活用できるICT環境の実現を図るためのシステム設計を行い、あわせて「校務処理システム」導入による校務の情報化・効率化を図る。
教育総合情報ネットワーク事業費	5,101万9千円 4,939万9千円 4,939万9千円	府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うことにより、ICT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともに、インターネット等を活用した研修の実施など、教育センターにおける研修・研究機能の充実を図る。
学校情報ネットワーク事業費	5億4,013万9千円 5億4,448万9千円 5億4,448万9千円	学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
学校情報ネットワーク再構築事業費	千円 1億3,770万9千円 2,671万2千円 2,153万8千円	平成12～13年度に導入した学校情報ネットワーク全体について、回線増強をはじめとする再構築を行うことで、経費の縮減およびICTを活用した学習環境の整備を進める。  (事業年度) 平成27～29年度 詳細設計・機器調達・設定
<b>&lt;【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります&gt;</b>		
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	1,238万3千円 1,238万3千円 1,179万円	学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取組を行う市町村を支援する。
府立学校老朽化対策費	14億479万6千円 7,608万円 5,205万6千円	老朽化した府立学校施設を計画的に改修を行い、良好な教育環境を提供する。 ○エレベーター改修工事 高等学校2校、支援学校5校 ○内部改修実施設計 高等学校5校 ○外部改修工事 高等学校10校20棟 など
府立学校教育環境整備事業費	4億5,931万7千円 4億5,180万7千円 4億1,413万4千円	府立学校の教育環境を改善するため、特別教室の空調設備を設置する。 ○空調設備設置 高等学校29校90室、支援学校2校2室
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	25億6,424万1千円 66億4,940万円 48億8,105万5千円	耐震化が困難な校舎の改築、支援学校校舎の耐震化工事及び天井・照明器具等の非構造部材の耐震化対策を行う。  ○耐震大規模改造事業 耐震困難校舎の建替に伴う設計費・現校舎撤去費 支援学校3校3棟の耐震改修工事  ○非構造部材の耐震化対策 体育館の吊り天井、照明器具、武道場の天井等の対策工事・設計
府立学校施設・設備改修費	9億8,760万2千円 9億8,169万4千円 9億7,169万4千円	府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベーター設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置 ○施設整備費等（トイレ改修など）
高等学校教育環境改善事業費	14億9,763万8千円 14億8,071万9千円 14億8,071万9千円	夏季休業期間を中心に府立高等学校において行われている多様な取り組みの教育効果を高めるとともに、さらなる教育環境の向上を図るため、普通教室等に導入した空調機により、快適な学習空間を提供する。  ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 15年度～28年度
府立学校維持管理費	47億4,743万6千円 48億2,257万4千円 48億2,257万4千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 138校 ○支援学校 32校・2分校

事業名	事業費	事業内容の説明
アスベスト対策事業費	千円 1億9,306万4千円 2,974万5千円 2,874万5千円	金岡高等学校アスベスト飛散事故を踏まえ、金岡高校校舎の吹付アスベスト対策を実施する。 ○「アスベスト飛散事故に関する協議会」の運営等 ○アスベスト除去工事・実施設計
再生可能エネルギー等導入推進基金事業費	1億4,393万1千円 0 570万5千円	災害発生時の非常用電源確保のため、「大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、府立学校（4校）に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する。
臨海スポーツセンター耐震等改修事業費	1億283万4千円 7,171万1千円 5,374万2千円	府立臨海スポーツセンターの耐震化と当面必要となる各種改修工事を行う。
学校安全対策事業費	332万7千円 424万1千円 424万1千円	子どもたちの安全確保のため、AEDを再配備し、学校安全体制づくりを行う。
<b>&lt;【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します&gt;</b>		
教育コミュニティづくり推進事業費	6,982万6千円 7,352万円 7,000万8千円	地域社会が一体となった教育コミュニティの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み（学校支援地域本部・おおさか元気広場・家庭教育支援）を支援する。
府立図書館運営費	8億3,464万1千円 13億5,522万5千円 13億7,402万3千円	府立中央図書館、中之島図書館の管理運営を行う。 ○中央図書館 資料の収集、府民講座の実施、国際児童文学館の運営など ○中之島図書館 資料の収集、ビジネス支援室の運営、耐震補強工事など
社会教育施設運営費	7,047万2千円 7,182万9千円 7,182万9千円	社会教育の諸活動を振興することを目的として、社会教育施設を運営する。 ○少年自然の家運営費

担 当	市町村教育室小中学校課 生徒指導グループ
担当者	大槻・石田
内 線	3438
直 通	06-6944-3823

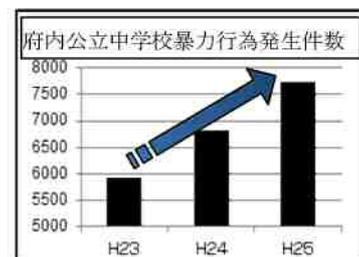
## 生徒指導機能充実緊急支援事業費

### 【事業目的】

大阪府における暴力行為の発生件数は、ここ3年間で著しく増加（暴力行為発生件数の千人率において2年連続全国ワースト1）しており、緊急的な人的支援及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の活用促進により、中学校の生徒指導機能の充実を図り、暴力行為を含む問題行動を減らす。

### 【平成27年度当初予算額】

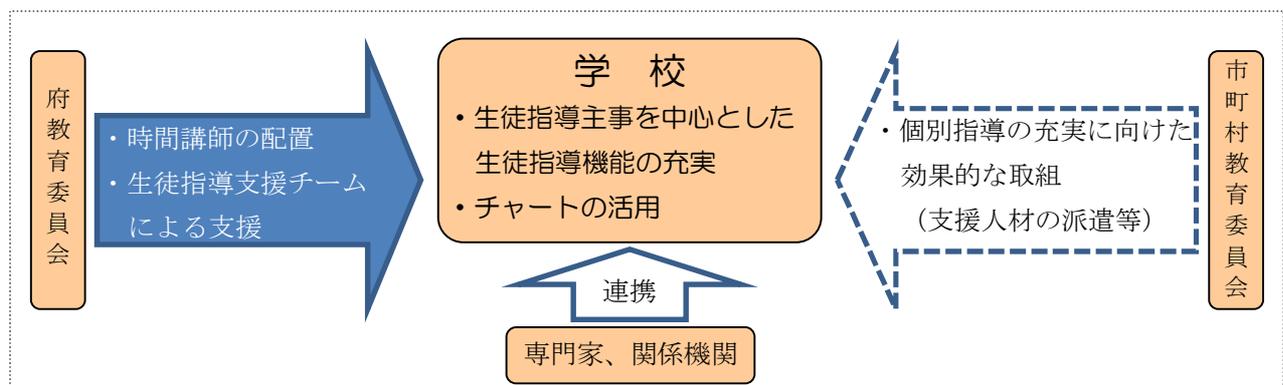
330,000 千円



(H24・H25 は千人率において全国ワースト1)

### 【事業内容】

- (1) 対 象：暴力行為発生件数が多い府内 162 中学校（政令市を含む）
- (2) 事業期間：平成27～29年度
- (3) 事業内容：
  - ① 生徒指導主事が生徒指導体制の中心として活動できるよう時間講師を配置する。
  - ② 市町村教委と連携して「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の活用を推進する。
  - ③ 生徒指導支援チームを事業実施校へ派遣し、効果的な事業推進を支援する。



### 《参考》

#### 5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート（H25府教委作成）

児童生徒の問題行動の発生時に学校としての指導を効果的に行うため、5つのレベルと17の対応例を示したもの。

担 当 市町村教育室小中学校課  
教務グループ  
担当者 吉川・信田  
内 線 5487  
直 通 06-6944-3816

## 英語教育推進事業費【知事重点事業】

### 【事業目的】

小・中・高を通じて、グローバル化に対応した英語教育を強力に推進し、国際共通語としての英語によるコミュニケーション力の基盤を築く。

【平成27年度当初予算額】 98,701千円

### 【事業内容】

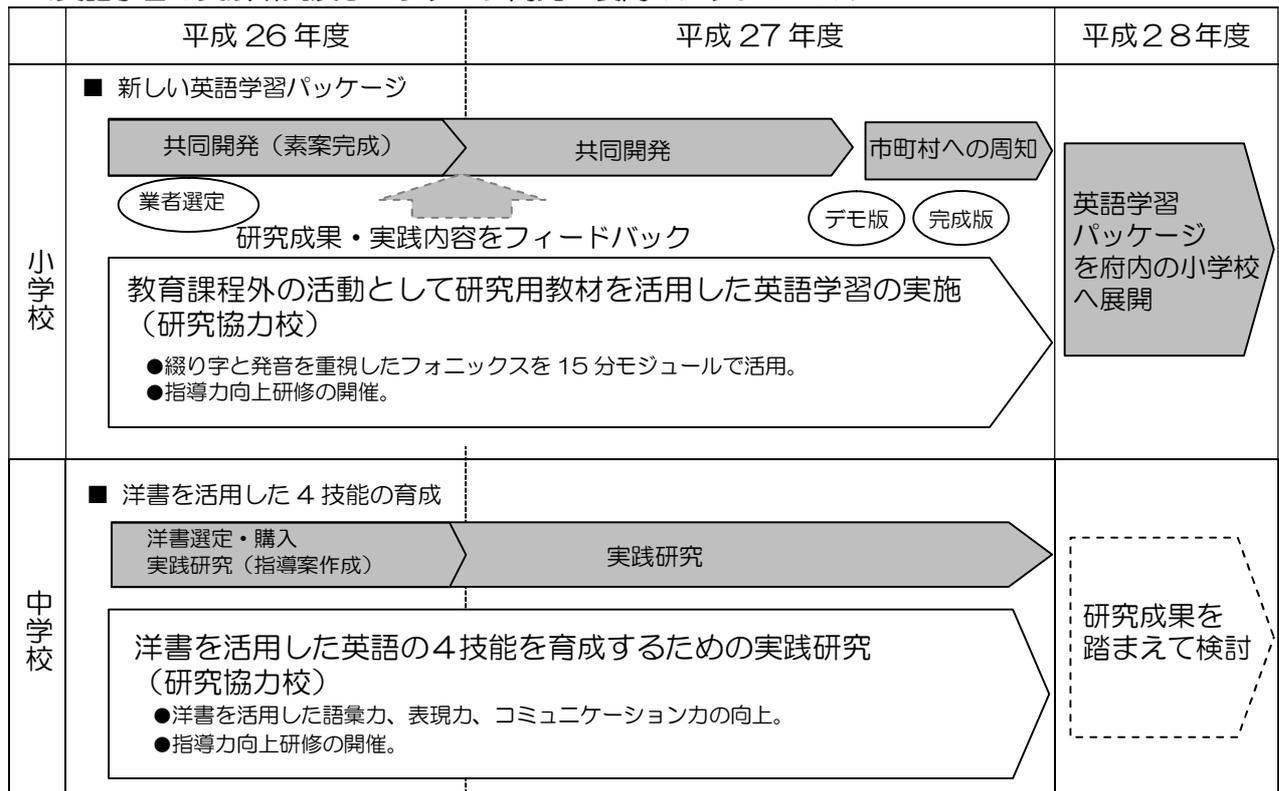
#### 小学校初期段階からの英語教育の充実《英語学習の実践研究及びパッケージの開発・展開》

- 英語の4技能（読む・聞く・話す・書く）をバランスよく身につけるため、小学校1年生から、英語の「綴り字」と「発音」との関係を重視した、いわゆるフォニックスを活用した新しい英語学習パッケージを民間事業者と共同で開発する。（平成26～27年度）
- 府内公立小学校で、効果的に活用できるようにするため、府内7中学校区の小学校16校を研究協力校に指定し、1年生から6年生までの全学年で実践研究を行う。
- 開発した英語学習パッケージは、平成28年度以降、府内の公立小学校へ展開する。

#### 中学校での英語教育の充実《洋書を活用した英語の4技能を育成するための実践研究》

- 中学校では、英語学習パッケージの活用により身につけた4技能をさらに伸ばすため、府内7校を研究協力校に指定し、洋書を活用した英語教育の実践研究をする。

#### ＜英語学習の実践研究及びパッケージ開発・展開のスケジュール＞

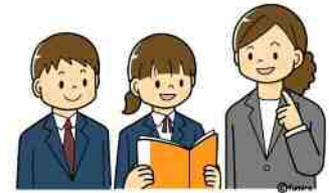


担 当 市町村教育室小中学校課  
 学力向上グループ  
 担当者 片山・岡林  
 内 線 6889  
 直 通 06-6944-6889

## 中学生学びチャレンジ事業費

### 【事業目的】

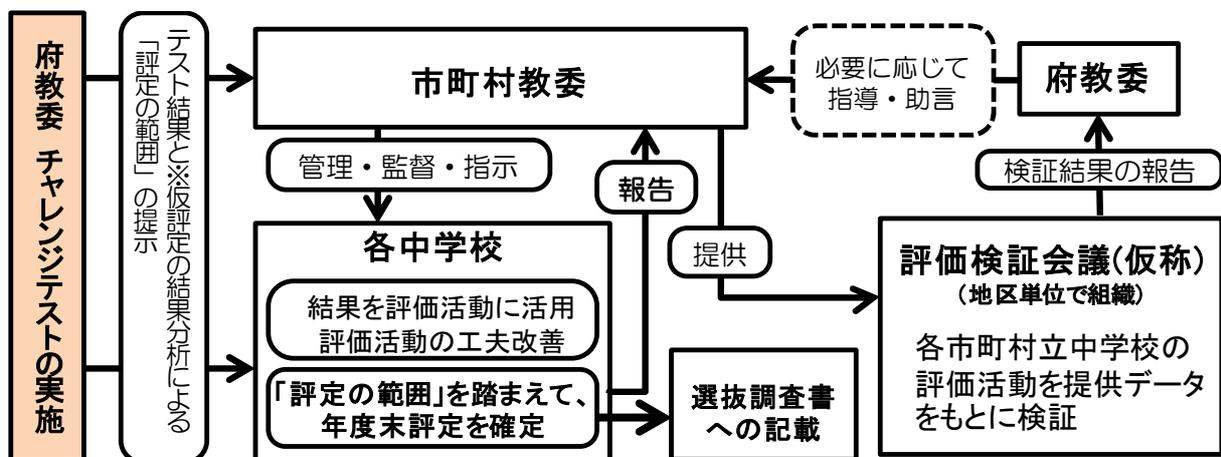
中学生の学力向上を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性を担保するため、学力調査を実施する。



【平成 27 年度当初予算額】 152,761千円

### 【事業内容】

- ① 対 象 府内の市町村立中学校、特別支援学校及び府立支援学校中学部の第1学年、第2学年
- ② 対象生徒数 第1学年 約72,000人  
第2学年 約74,000人
- ③ 教 科 第1学年 国語、数学、英語  
第2学年 国語、社会、数学、理科、英語
- ④ 実施時期 平成28年1月13日（水）
- ⑤ 「評定の範囲」の示し方とその活用



※ 仮評定とは、1学期及び2学期（2学期制の中学校においてはそれに準じる期間）の成績を基にした評定

担 当 教育振興室高等学校課  
 担当者 教務グループ 柴、池嶋  
 内 線 3428  
 直 通 06-6946-2387

## 高校における英語力の養成【知事重点事業】

### 【事業目的】

府立高校生の英語4技能（読む・聞く・話す・書く）の引き上げを行うため、平成27年度から、府立高校17校に対し、SET（Super English Teacher）によるTOEFL iBTを扱った授業を導入することとし、その体制を整備する。

また、在籍校によらず、意欲ある生徒に対して「聞く・話す」能力の鍛錬等を行い、会話力等の英語能力の引き上げをめざす。

- ※SET：（担当業務） ・ TOEFL iBT 等を活用した英語教育の授業を担当、指導方法・教材開発、人材育成（処遇） ・ 特定任期付職員として採用（任期は、原則3年）（受験資格） ・ TOEFL iBT スコア 100 点以上または IELTS スコア 7.5 以上を有すること

【平成27年度当初予算額】 35,403千円

### 【事業内容】

#### （1）骨太の英語力養成事業費 22,569千円

高校3年間で、英語4技能を、英語圏の大学に進学できるレベルに引き上げるため、H27年度から TOEFL iBT を扱った授業を導入する。

- ・ 対 象：17校
  - ・ 事業内容：SET（Super English Teacher）による TOEFL iBT 授業の開始、TOEFL iBT 特設レッスンなど

#### スケジュール

H26	H27	H28	H29	H30
iBT 導入準備	iBT 授業開始（H27：10校、H28：7校）			
	SET 10校に配置（任期：原則3年）			延長（2年まで）
		SET 7校に配置（任期：原則3年）		
・ iBT 特設レッスン ・ iBT チャレンジ支援 ・ 生徒の海外研修派遣 ・ 教員研修 ※準備期の H26 に開始し、第2期の SET 配置の終わる H30 まで実施				

#### （2）英語教育推進事業費（高校） 12,834千円

在籍校によらない「オール大阪」の視点で、意欲ある生徒に対する「聞く・話す」能力の鍛錬を行うとともに、英語科教員の指導力を高める。

- ・ 対 象：府立高校及び府内の私立高校
- ・ 事業内容：意欲ある生徒への特訓クラス、生徒の海外研修支援、英語科教員対象の短期集中研修など

担 当	教育振興室高校再編整備課 新高校第2グループ
担当者	井上・出野
内 線	3429
直 通	06-6944-6369

## 府立高等学校再編整備事業費

### 【事業目的】

平成 25 年 11 月に策定した「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」に基づき、府立高等学校の再編整備を推進する。

【平成 27 年度当初予算額】 186,036千円

### 【事業内容】

#### (1) エンパワメントスクールの設置 143,640千円

- ・ H25 対象校：西成高校、長吉高校、箕面東高校  
H26 対象校：成城高校、岬高校
- ・ 内 容：①相談・支援体制の整備費（スクールソーシャルワーカー、キャリア教育コーディネーター等の配置）  
②タブレット・無線LAN環境、電子黒板、電子モニター、チャイム整備費  
③実習室、相談室、教具等の整備費  
④エントランス、内部塗装等の整備費 等

#### (2) 普通科総合選択制から総合学科、普通科専門コース設置校への改編 34,109千円

- ・ H25 対象校：福井高校（総合学科への改編）  
八尾翠翔高校、日根野高校（普通科専門コース設置校への改編）  
H26 対象校：豊島高校、北かわち皐が丘高校、みどり清朋高校、懐風館高校  
（普通科専門コース設置校への改編）
- ・ 内 容：①実習用教具等の整備費  
②進学支援用設備等（ガイダンスルーム、自習室等）の整備費 等

#### (3) その他 8,287千円

- ・ 内 容：①プロジェクトチームの運営に係る報酬、旅費  
②各学校及び教育委員会の広報費 等

### 【参考】

#### ○経過及び今後のスケジュール

- ・平成25年3月 「府立高等学校再編整備方針」策定
- ・平成25年11月 「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」、H25 対象校を決定
- ・平成26年11月 H26 対象校を決定
- ・平成27年4月 H25 対象校へ改編校としての第1期生入学
- ・平成28年4月 H26 対象校へ改編校としての第1期生入学

担 当	教育振興室高校再編整備課 新高校第2グループ
担当者	井上・出野
内 線	3429
直 通	06-6944-6369

## 併設型中高一貫校整備事業費

### 【事業目的】

平成 29 年度より府立富田林高等学校を併設型中高一貫校に改編する。

【平成 27 年度当初予算額】 3,751 千円

### 【事業内容】

施設改修に係る設計を行う。

- ・技術室、配膳室の整備等

### 中高一貫校の設置について

#### (1) 教育理念

「南河内の誇りを胸に抱き、世界とつながり、活躍できる人材」の育成をめざす。

- 《育みたい力》 …
- グローバルな視野とコミュニケーション力
  - 論理的思考力と課題発見・解決能力
  - 社会貢献意識と地域愛

#### (2) 学校規模

1 学年の規模として、中学校 3 クラス、高校 6 クラス（富田林中高一貫校の中学校からの 3 クラス分+高校からの入学生 3 クラス分）とする。

#### (3) 通学区域

府内で 1 校の府立中学校となることから、通学区域は大阪府内全域とする。

なお、通学に当たっては、自宅からの通学を基本とする。

#### (4) 具体的な教育活動の特徴

- グローバルな視野とコミュニケーション力の育成
  - 「読む・書く・聞く・話す」の 4 技能を統合した英語教育の実施（特に、英語で発信する力を育成）
  - 各教科、総合的な学習の時間において研究発表やプレゼンテーションを実施
- 論理的思考力と課題発見・解決能力の育成
  - 科学的な姿勢や思考力を育成する理数教育の実施
  - 正確な読解力、論理的な文章を書く力を育成する国語教育の実施
- 社会貢献意識と地域愛の育成
  - 日本の歴史・文化を理解するとともに、それらについて語ることのできる力を育成する社会科教育の実施
  - 学校の教育活動全体を通じて道徳性、倫理観、異文化理解力を養うとともに、それを基盤として、「総合的な学習の時間」の実施等を通じて社会貢献意識や地域愛を育成する。

#### (5) 今後の主なスケジュール

- ・平成 26 年度 6 年間の学習指導計画案、施設整備について検討
- ・平成 27～28 年度 6 年間の教育課程・シラバスの検討、改修工事、必要備品の購入 等
- ・平成 29 年 4 月 中高一貫校としてスタート

担当課	教育振興室 支援教育課 学校整備グループ
担当者	北井、藤井
内線	4733
直通	06-6944-9362

## 大阪市立特別支援学校一元化関連事業費

### 【事業目的】

平成28年4月に大阪市立の特別支援学校12校（平成27年度新設予定2校を含む。）を大阪府に移管するための準備経費。

【平成27年度当初予算額】 346,319千円

### 【主な事業内容】

**(1) 学校ICT環境の整備・充実 117,593千円**

市立特別支援学校における教育用ネットワーク（学校情報ネットワーク等）について、府立学校と同様のICT環境を整えるための経費。

**(2) 学校給食施設の整備等 36,058千円**

府立学校と同水準の施設整備を計画的に行うとともに、順次、給食調理の民間委託化を図るための経費。

**(3) 児童生徒の安全対策 4,989千円**

児童生徒の安全確保対策として、府立学校と同様に受付員ボックスの設置等環境を整えるための経費。

**(4) 行政系ネットワークの整備 137,292千円**

市立特別支援学校における行政系ネットワーク（SSC、財務会計システム等）について、府立学校と同様の校務処理環境を整えるため、サーバの増設などに係る経費。

### ＜参考＞大阪市立の特別支援学校

障がい種別	校名	所在地
視覚障がい	大阪市立視覚特別支援学校	大阪市東淀川区
聴覚障がい	大阪市立聴覚特別支援学校	大阪府中央区
肢体不自由	大阪市立光陽特別支援学校（注1）	大阪市旭区
	大阪市立西淀川特別支援学校	大阪市西淀川区
	大阪市立平野特別支援学校	大阪市平野区
	大阪市立東住吉特別支援学校（注2）	大阪市東住吉区
知的障がい	大阪市立思斉特別支援学校	大阪市旭区
	大阪市立難波特別支援学校	大阪市浪速区
	大阪市立生野特別支援学校	大阪市生野区
	大阪市立住之江特別支援学校	大阪市住之江区
	大阪市立東淀川特別支援学校（注3）	大阪市東淀川区
	大阪市立なにわ高等特別支援学校（注3）	大阪市浪速区

（注1）病弱部門を併設 （注2）知的障がい部門を併設 （注3）平成27年度開校予定

第52号議案

工事請負契約変更の件

平成23年10月22日議決に係る大阪府立視覚支援学校改築工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

平成27年2月23日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

契約金額 変更前 1,707,030,390円

変更後 1,765,220,790円

請負者 住所 大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号

名称 株式会社鴻池組 取締役常務執行役員大阪本店長 野々上 昌 博

## 第 号議案

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権を次のとおり放棄する。

平成27年 月 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

番号	相手方住所	氏名	金額
1	高槻市	水野一哉	90,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金
2	枚方市	金守	144,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金
3	同	小田将行	72,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金
4	同	李微	144,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金
5	羽曳野市	伊藤誠司	132,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金
6	和歌山県和歌山市	福留与志秋	276,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金

第 号議案

大阪府立東淀川高等学校教室棟外壁改修工事の入札における違法行為に基づく損害賠償金に関する債権放棄の件

大阪市淀川区に所在する株式会社中田組に対する大阪府立東淀川高等学校教室棟外壁改修工事の入札における違法行為に基づく損害賠償金4,360,000円及び当該損害賠償金に係る遅延損害金に関する債権を放棄する。

平成27年 月 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

# 大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

## ■制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、同法第十一条第五項の規定に基づき大阪府の教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定する必要があるため。

## ■制定の内容

- (1) 第一条（趣旨）
- (2) 第二条（職務に専念する義務の免除）

## ■施行期日

規則で定める日

（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。

## ■政策アセスメント・制度間調整

教育長の職務に専念する義務が免除される場合に関する教育委員会規則の制定

大阪府条例第 号

大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十一条第五項の規定に基づき、大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 大阪府教育委員会の教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ大阪府教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 二 研修を受ける場合
- 三 前二号に規定する場合を除くほか、大阪府教育委員会が定める場合

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

## 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例の改正（概要）

政策企画部秘書課

### ■改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、標記条例について、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

第2条中、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に「3 大阪府教育委員会の教育長」を加える。

第3条第1項第5号中、「副知事、特別秘書又は職員（以下「副知事等」という。）」を「前条第2号から第5号までに掲げる者（以下「副知事等」という。）」に改める。

### ■施行期日

規則で定める日

（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置として、附則第2条第1項の規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例の一  
部を改正する条例

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（平成二十五年大阪府条例第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遵守事項) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 大阪府教育委員会の教育長 四・五 (略) (活動の制限) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 第一号、第二号及び前号に掲げる行為を、 前条第二号から第五号までに掲げる者(以下「副知事等」という。)に対し、職務として行うよう命ずること。 六・七 (略)</p>	<p>(遵守事項) 第二条 (略) 一・二 (略) 三・四 (略) (活動の制限) 第三条 (略) 一―四 (略) 五 第一号、第二号及び前号に掲げる行為を、 副知事、特別秘書又は職員(以下「副知事等」という。)に対し、職務として行うよう命ずること。 六・七 (略)</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び

### 退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局総務サービス課

#### ■改正の理由

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、同法の改正規定を引用している当該条例について所要の改正を行うもの。
- ・また、合わせて所要の規定整備を行うもの。

#### ■改正の内容

- (1) 第十六条（教育長）第一項「教育委員会に、教育長を置く」が削除されたため、「第一条第四項第六号」並びに「第一条第五項第二号イ」の「第十六条第一項に規定する教育長」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平二十六年法律第七十六号）による改正前の第十六条第一項に規定する教育長」に修正する。
- (2) また、これに伴い条ずれが生じるため、「第一条第四項第六号」の「同法第十九条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの」に改める。  
また、「第一条第五項第二号イ」の「同法第十九条第二項に規定する職員」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員」に改める。
- (3) その他、地方自治法、学校教育法及び漁業法の改正等に伴う所要の規定整備を行う。

#### ■施行期日

- ・平成27年4月1日  
(理由) 平成27年4月1日に施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正と合わせて当該条例を施行させる必要があるため。

#### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・なし

大阪府条例第 号

府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退隠料等及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

府吏員退隠料等の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第一条 (略) 2・3 (略) 4 (略)</p> <p>一 知事、副知事、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八条第一項に規定する出納長及び同法第七十二条第一項に規定する吏員（以下本項中「吏員」という。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 地方自治法第九十五条第一項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第二百条第三項に規定する監査委員の事務局の書記</p> <p>五 (略)</p> <p>六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>七 (略)</p> <p>八 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>イ 大学の学長、教授、助教授〔学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八号第一項に規定する助教授をいう。次項において同じ。〕、常時勤務に服すること</p> <p>を要する講師及び助手</p> <p>ローニ (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第九十九条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び</p>	<p>(用語の意義) 第一条 (略) 2・3 (略) 4 (略)</p> <p>一 知事、副知事、出納長及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員（以下本項中「吏員」という。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 地方自治法第九十五条第一項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第二百条第一項に規定する監査委員の事務局を補助する書記</p> <p>五 (略)</p> <p>六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>七 (略)</p> <p>八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>イ 大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手</p> <p>ローニ (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十五条第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第九十一条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び</p>

同法第三百三十二条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記

十一―二十 (略)

5 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ローリ (略)

(在職期間の計算)

第五条 (略)

2―4 (略)

5 前二項に規定するもののほか、退職料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教職員(教育職員に相当する者のうち、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する学校の職員で、第一条第四項第八号のハに掲げるものに限る。)又は市町村の退職年金条例に規定する教職員(教育職員に相当する者のうち、学校教育法第一条に規定する学校の職員で、第一条第五項第一号のハに掲げるものに限る。)を教育職員と、他の都道府県の退職年金条例に規定する準教職員(府吏員退職料等条例第一条第三項に規定する準教育職員に相当する者のうち、同法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師以外の者をいう。)又は市町村の退職年金条例に規定する準教職員(府費負担教職員退職年金条例第一条第四項に規定する準教育職員に相当する者のうち、同法第一条に規定する幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師である者をいう。)を準教育職員(府吏員退職料等条例第一条第三項に規定する府立高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除く。)と、他の都道府県又は市町村の代用教員等(府吏員退職料等条例の一部を改正する条例(昭和三十七年大阪府条例第三十一号)附則第二条の五の三第一項に規定する府の代用教員等(以下「府の代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下同じ。)を府の代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間(昭和二十二年五月三日以後における期間に限る。)を通算する。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

び同法第三百三十二条において準用する同法第八十五条第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記

十一―二十 (略)

5 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項に規定する職員で吏員に相当するもの

ローリ (略)

(在職期間の計算)

第五条 (略)

2―4 (略)

5 前二項に規定するもののほか、退職料の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教職員(教育職員に相当する者のうち、学校教育法第一条に規定する学校の職員で、第一条第四項第八号のハに掲げるものに限る。)又は市町村の退職年金条例に規定する教職員(教育職員に相当する者のうち、同法第一条に規定する学校の職員で、第一条第五項第一号のハに掲げるものに限る。)を教育職員と、他の都道府県の退職年金条例に規定する準教職員(府吏員退職料等条例第一条第三項に規定する準教育職員に相当する者のうち、同法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師以外の者をいう。)又は市町村の退職年金条例に規定する準教職員(府費負担教職員退職年金条例第一条第四項に規定する準教育職員に相当する者のうち、同法第一条に規定する幼稚園の助教諭、養護教諭及び常時勤務に服することを要する講師である者をいう。)を準教育職員(府吏員退職料等条例第一条第三項に規定する府立高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除く。)と、他の都道府県又は市町村の代用教員等(府吏員退職料等条例の一部を改正する条例(昭和三十七年大阪府条例第三十一号)附則第二条の五の三第一項に規定する府の代用教員等(以下「府の代用教員等」という。)に相当する者をいう。以下同じ。)を府の代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間(昭和二十二年五月三日以後における期間に限る。)を通算する。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

(在職期間の通算に伴う通知)  
第十条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が府吏員となつたとき、及びその者が退職したときは、速やかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 (略)  
3 知事は、普通恩給権を有する者が府吏員となつたとき、及びその者が退職したときは、速やかにその旨を、その者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)  
第十一条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が府吏員となつたときは、その者は、速やかにその旨を、当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 (略)

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)  
第十三条 (略)

一 (略)  
二 退職年金の年額が、在職期間が十七年の場合においては、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年を超える場合においては、当該金額にその超える年数一年につき退職当時の給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

(規則への委任)  
第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(在職期間の通算に伴う通知)  
第十条 知事は、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が府吏員となつたとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨を、その者に当該退職年金を支給する他の都道府県又は市町村に通知するものとする。

2 (略)  
3 知事は、普通恩給権を有する者が府吏員となつたとき、及びその者が退職したときは、すみやかにその旨を、その者の普通恩給権の裁定庁に通知するものとする。

(普通恩給権等を有する者の届出義務)  
第十一条 普通恩給権、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有する者が府吏員となつたときは、その者は、すみやかにその旨を、当該普通恩給権の裁定庁又は当該他の都道府県若しくは当該市町村に届け出なければならない。

2 (略)

(市町村の教育職員の在職期間の通算に関する特例)  
第十三条 (略)

一 (略)  
二 退職年金の年額が、在職期間が十七年の場合においては、退職当時の給料年額の百五十分の五十に相当する金額であり、在職期間が十七年をこえる場合においては、当該金額にそのこえる年数一年につき退職当時の給料年額の百五十分の一に相当する金額を加えた金額であること。

(規則への委任)  
第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 大阪府附属機関条例の改正（概要）

政策企画部企画室計画課／総務部契約局建設工事課／健康医療部保健医療室健康づくり課／教育委員会事務局教育総務企画課・教育振興室高等学校課

### ■改正の理由

- (1) 一般競争入札の入札参加資格の設定に際し外部有識者の意見を聴くしくみの確立
  - ・一般競争入札においては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定により入札参加者に制限を加えることが認められているが、現在、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）を除いて、案件ごとの入札参加資格は全て行政内部で決定。公正性、透明性及び競争性の確保のため必要が生じた場合に専門的知見を得るしくみが不存在
  - ・一定以上の技術力が求められる一般競争入札の適正な運用には、事業者の技術力を適切に評価し得る項目及び点数の設定が極めて重要（設定が不適切又は恣意的な場合は、入札参加者数の減少、新規参入の障壁、最悪の場合は不祥事を招く恐れがある。）
  - ・このため、評価項目及び点数の設定にあたって外部有識者の意見を聴くことが必要であると判断
- (2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により歯科技工士法が平成27年4月1日に施行されることに伴い、歯科技工士国家試験の実施主体が都道府県知事から厚生労働大臣に変更されるため、規定の整備を行う。
- (3) 事業の名称の変更に伴い、大阪府進学指導特色校評価審議会の名称を変更する。
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) ①大阪府建設工事等総合評価審査会の担当事務に、入札参加資格を適正に定めるため必要な事項（具体的には①評価項目 ②評価項目の点数 ③入札に参加する者に必要な基準点の策定に関することが該当）についての審査に関する事務を追加する。
  - ②附属機関の名称について、大阪府建設工事等総合評価審査会から大阪府建設工事総合評価等審査会に変更する。
- (2) 別表第1第1号の知事の附属機関から大阪府歯科技工士試験委員を削除する。
- (3) 別表第1第2号の「大阪府進学指導特色校評価審議会」の名称を「大阪府グローバルリーダーズハイスクール評価審議会」に改める。
- (4) 別表第1第3号の「大阪府教育行政評価審議会」が担当事務の内容を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項」に改め、さらに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項」に改める。

### ■施行期日

- (1) 公布の日
  - (理由) 平成27年度の実施内容についての意見聴取を1月下旬から行う見込みであり、速やかに施行する必要があるため。
- (2) (3) 平成27年4月1日
  - (理由) (2) 歯科技工士法の改正と施行期日と合わせるため。(3) 平成23年度からの進学指導特色校としての指定期間が終了し、平成27年度からグローバルリーダーズハイスクールとしての3年間の再指定期間を開始するため。
- (4) 平成27年4月1日及び規則で定める日
  - (理由) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行日に合わせるため。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・附属機関の名称変更に伴い、大阪府建設工事等総合評価審査会規則についても所要の改正を行う。
- ・大阪府歯科技工士試験委員会規則（昭和57年大阪府規則第12号）の廃止

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）			
一 (略)	名称 (略)	一 (略)	名称 (略)
二・三 (略)	大阪府建設工事 総合評価等審査 会	二・三 (略)	大阪府建設工事 等総合評価審査 会
(略)	府の発注する建設工 事、測量及び建設コン サルタントの業務等 に係る地方自治法施 行令（昭和二十二年政 令第十六号）第六十六 七条の五の二に規定 する必要な資格の策 定、同令第六十七條 の十の二第三項に規 定する落札者決定基 準の策定及び同条第 五項の規定による落 札者の決定に当たつ ての審査に関する事 務	(略)	府の発注する建設工 事、測量及び建設コン サルタントの業務等 に係る地方自治法施 行令（昭和二十二年政 令第十六号）第六十六 七条の十の二第三項 に規定する落札者決 定基準の策定及び同 条第五項の規定によ る落札者の決定に当 たつての審査に関す る事務

第二条 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）			
一 (略)	名称 (略)	一 (略)	名称 (略)
(略)	大阪府周産期医 療協議会	(略)	大阪府周産期医 療協議会
(略)	担任する事務 (略)	(略)	担任する事務 (略)
別表第一（第二条関係）			
一 (略)	名称 (略)	一 (略)	名称 (略)
(略)	大阪府周産期医 療協議会	(略)	大阪府歯科技工 士試験委員
(略)	担任する事務 (略)	(略)	歯科技工法の一部を 改正する法律（昭和五 十七年法律第一号）附 則第二条第一項の規 定による歯科技工士 国家試験の実施に関 する事務

		二 (略)		二 (略)	
		名称 (略)		担任する事務 (略)	
		大阪府グローバルリーダーダースハイスクール評価審議会		(略)	
		名称 (略)		担任する事務 (略)	
		大阪府教育行政評価審議会		大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務	

		二 (略)		二 (略)	
		名称 (略)		担任する事務 (略)	
		大阪府進学指導特色校評価審議会		(略)	
		名称 (略)		担任する事務 (略)	
		大阪府教育行政評価審議会		大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務	

第三条 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
		別表第一(第二条関係) 一・二 (略)		別表第一(第二条関係) 一・二 (略)	
		名称 (略)		名称 (略)	
		担任する事務 (略)		担任する事務 (略)	
		大阪府教育行政評価審議会		大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当	
		大阪府教育行政評価審議会		大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組	

たつての調査審議に  
関する事務

織及び運営に関する  
法律(昭和三十一年法  
律第六十二号)第二  
十七条第一項の点検  
及び評価を行うに当  
たつての調査審議に  
関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年四月一日から、第三条の規定は規則で定める日から施行する。

## 大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

### ■改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、標記条例について、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- ①第二条第一項中、「次の表のとおり」を、「日額三万二千元」と改め、表を削る。
- ②第二条第二項中、「委員長である委員にあっては月額三十万四千元、その他の委員にあっては」及び「ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の支給の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。」を削る。
- ③第五条を削り、第六条を第五条とする。

### ■施行期日

規則で定める日

（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十三年大阪府条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、日額<u>三万二千円</u>とする。</p> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、月額二十五万六千円とする。</p>	<p>(報酬) 第二条 委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1344 829 1568 1388"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額(日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長である委員</td> <td>三八、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>三二、〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、委員長である委員にあっては月額三十四万四千円、その他の委員にあっては月額二十五万六千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいずれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(支給の調整) 第五条 大阪府教育委員会の教育長である委員に対しては、報酬及び費用弁償を支給しない。</p> <p>第六条 (略)</p>	区分	報酬の額(日額)	委員長である委員	三八、〇〇〇円	その他の委員	三二、〇〇〇
区分	報酬の額(日額)						
委員長である委員	三八、〇〇〇円						
その他の委員	三二、〇〇〇						

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員長である委員であつてこの条例の施行の日以後においてその他の委員である者の同日の前日の属する月の勤務日数が八日を超える場合の同月の勤務に対する報酬の額については、改正後の大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 大阪府教育委員会の委員の数を定める条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

### ■改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

第二条中「六人」を「五人」と改める。

### ■施行期日

規則で定める日

（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっている。

この場合において、上記改正の内容については、附則第2条第2項の規定により、法改正前の条項（第27条）がなおその効力を有するとされていることから、施行日については、現教育長の委員としての任期満了に伴い、別途定める必要があるため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府教育委員会の委員の数を定める条例の一部を改正する条例

大阪府教育委員会の委員の数を定める条例（平成十三年大阪府条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員の数） 第二条 大阪府教育委員会の委員の数は、五人とする。</p>	<p>（委員の数） 第二条 大阪府教育委員会の委員の数は、六人とする。</p>

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

## 大阪府教育行政基本条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

### ■改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) 第2条中「第23条及び第24条」を「第21条及び第22条」に改める。
- (2) ・第6条第2項中「地方教育行政法第27条」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）（以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第27条」に改め、さらに「地方教育行政法第26条」に改める。
  - ・第7条第2項中「地方教育行政法第7条第1項」を「改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第7条第1項」に改め、さらに「地方教育行政法第7条第1項」に改める。
- (3) 第6条第3項中及び第7条第2項中「教育委員」を「委員会の教育長及び委員」に改める。

### ■施行期日

- (1) 平成27年4月1日  
（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行日（平成27年4月1日）に合わせるため。
- (2) 平成27年4月1日及び規則で定める日  
（理由）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行日（平成27年4月1日）に合わせるため。改正法の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。
- (3) 規則で定める日  
（理由）改正法の経過措置として、附則第2条第1項に規定に基づき、現行法の下で任命された教育長は、委員としての任期が満了（辞職、罷免等により欠けた場合を含む）する日までの間は、在職することとなっているため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府教育行政基本条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員会と知事との役割分担）                      第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「地方教育行政法」という。）                      第二十一条及び第二十二条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。</p> <p>（教育行政の点検及び評価）                      第六条 （略）                      2 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）（以下「改正法」という。）                      附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（点検及び評価の結果に係る措置）                      第七条 （略）                      2 知事は、前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第七條第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。</p>	<p>（委員会と知事との役割分担）                      第二条 委員会及び知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「地方教育行政法」という。）                      第二十三条及び第二十四条に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、府における教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。</p> <p>（教育行政の点検及び評価）                      第六条 （略）                      2 委員会は、地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（点検及び評価の結果に係る措置）                      第七条 （略）                      2 知事は、前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、地方教育行政法第七條第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。</p>

第二条 大阪府教育行政基本条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育行政の点検及び評価）                      第六条 （略）                      2 委員会は、地方教育行政法第二十六条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。</p>	<p>（教育行政の点検及び評価）                      第六条 （略）                      2 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）（以下「改正法」という。）                      附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第二十七条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。</p>

3 第一項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために委員会の教育長及び委員が行った取組、活動の状況等について、委員会の教育長及び委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

(点検及び評価の結果に係る措置)

第七条 (略)

2 知事は、前条第三項の委員会の教育長及び委員の点検及び評価の結果に基づいて、地方教育行政法第七条第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。

3 第一項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために教育委員が行った取組、活動の状況等について、教育委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

(点検及び評価の結果に係る措置)

第七条 (略)

2 知事は、前条第三項の教育委員の点検及び評価の結果に基づいて、改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政法第七条第一項に規定する罷免事由に該当するかどうかを判断するものとする。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。

## 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■制定の理由

- ・本府の財政状況を踏まえ、特別職等の給料及び期末手当の時限的減額を行う。

### ■制定の内容

- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における給料及び期末手当について、次のとおり減額する。

#### （1）給料及び期末手当の減額

区分	給料の減額の割合	期末手当の減額の割合
知事	100 分の 30	100 分の 30
副知事	100 分の 14	100 分の 15
監査委員（常勤の監査委員のみ）	100 分の 14	100 分の 10
人事委員会の委員（常勤の委員のみ）	100 分の 14	100 分の 10
教育長	100 分の 6	100 分の 10

### ■施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

（理由：平成 27 年度の減額措置を定めるものであるため。）

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と調整済み

## 大阪府条例第 号

### 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料及び期末手当の特例)

第一条 知事及び副知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、特例期間における基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)に係る知事及び副知事の期末手当の額は、それぞれその基準日に係る同項に定める期末手当の額から、知事にあつてはその百分の三十、副知事にあつてはその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額が知事の例によるものとされている場合におけるその例によるべき知事の期末手当の額については、この限りでない。

(監査委員の給料及び期末手当の特例)

第二条 大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第八条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(人事委員会の委員の給料及び期末手当の特例)

第三条 大阪府人事委員会の委員の給料の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例(昭和二十六年大阪府条例第二十三号)第三条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の十四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 大阪府人事委員会の委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府人事委員会条例第四条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び期末手当の特例)

第四条 大阪府教育委員会の教育長の給料の月額は、特例期間において、大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和二十三年大阪府条例第二百二十五号。次項において「条例」という。)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の六に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

- 2 大阪府教育委員会の教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の廃止)
- 2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例(平成二十六年大阪府条例第三号)は、廃止する。

## 職員の管理職手当の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■制定の理由

- ・本府の財政状況を踏まえ、管理職手当の時限的減額を行う。

### ■制定の内容

- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における管理職手当について、その額の 100 分の 5 に相当する額を減額する。

### ■施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

（理由：平成 27 年度の減額措置を定めるものであるため。）

### ■政策アセスメント・制度間調整 財政課と調整済み

職員の管理職手当の特例に関する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- （職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の廃止）
- 2 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例（平成二十六年大阪府条例第二号）は、廃止する。

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■改正の理由

・本府においては、交通機関に係る通勤手当について、国に先駆けて平成 14 年度より実施した 6 箇月定期券の価額を基礎とする支給方法への見直しに際して、支給限度額を廃止したところである。

国においても平成 16 年度より 6 箇月定期券の価額を基礎とする支給方法に改められたが、従前どおり支給限度額が設けられているところであり、国に準拠し交通機関等に係る通勤手当の支給限度額を設けるものである。

### ■改正の内容

#### （1）支給限度額の導入

国の取扱いに準じて、通勤手当の支給限度額を設ける。

#### （2）経過措置

平成 27 年 3 月 31 日において通勤手当の月額が 55,000 円を超えている職員については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、支給限度額の適用を行わない。ただし、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合を除く。

### ■施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

（人事委員会規則及び人事委員会規則運用通知で定める支給対象期間のうち、直近初日から適用するため。）

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)、第一号又は前号に定める額</p> <p>3―6 (略)</p>	<p>(通勤手当) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額</p> <p>3―6 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額が五万五千円を超えているときは、この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日）までの間は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第十四条第二項第一号ただし書又は同項第三号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 職員の給与に関する条例第十四条第一項第一号に掲げる職員 同条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額

二 職員の給与に関する条例第十四条第一項第三号に掲げる職員 同条第二項第三号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の

合計額又は一箇月当たりの運賃等相当額

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

### ■改正の理由

- ・給与制度の総合的見直しによる給与水準の引下げに伴い、国に準拠して退職手当の調整額を改定するなど、所要の改正を行うもの。

### ■改正の内容

- ・第一号区分から第九号区分に定める調整月額を改定する。
- ・これまで、第九号区分は勤続期間 24 年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。
- ・日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正に伴い、条例に引用している同法の条項を改める。
- ・独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例に引用している同法の条項を改める。

### ■施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

（理由：給与制度の総合的見直しに伴い、改正した給与条例の施行期日に合わせるため。）

### ■政策アセスメント・制度間調整 財政課及び人事委員会と調整済み

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額)                      第六条の四 (略)</p> <p>一 第一号区分 七万八千七百五十円                      二 第二号区分 七万四百円                      三 第三号区分 六万五千円                      四 第四号区分 五万九千五百五十円                      五 第五号区分 五万四千五百五十円                      六 第六号区分 四万三千三百五十円                      七 第七号区分 三万二千五百円                      八 第八号区分 二万七千円                      九 第九号区分 二万七千七百円                      十 (略)                      2・3 (略)                      4 (略)</p>	<p>(退職手当の調整額)                      第六条の四 (略)</p> <p>一 第一号区分 六万二千五百円                      二 第二号区分 五万四千五百五十円                      三 第三号区分 五万円                      四 第四号区分 四万五千八百五十円                      五 第五号区分 四万七千七百円                      六 第六号区分 三万三千三百五十円                      七 第七号区分 二万五千円                      八 第八号区分 二万八千五百円                      九 第九号区分 一万六千七百円                      十 (略)                      2・3 (略)                      4 (略)</p>
<p>一 退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの                      第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>四 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>一 退職した者のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のもののでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの                      第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第九号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>二 退職した者のうち自己都合退職者以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>三 (略)</p> <p>四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>五 (略)</p>
<p>43 附則                      昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職員とな</p>	<p>43 附則                      昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は日本国有鉄道精算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）附則第一条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「承継法人等」という。）の職</p>

り、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員となつた者の特例）

51 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の十第二項の退職手当の支給の基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（機構の職員となつた者の特例）

53 旧国立高等専門学校が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当の支給の基準（独立行政法人通則法第五十条の十第二項の退職手当の支給の基準をいう。）により、機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（国立大学法人等の職員となつた者の特例）

51 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第三条の五第二項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十三条第二項の退職手当の支給の基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（機構の職員となつた者の特例）

53 旧国立高等専門学校が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて機構の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当の支給の基準（独立行政法人通則法第六十三条第二項の退職手当の支給の基準をいう。）により、機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 府立学校条例の改正（概要）

教育振興室高等学校課  
教育振興室高校再編整備課  
教職員室教職人事課

### ■改正の理由

- (1) 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成25年度実施対象校の学科改編を平成27年度入学生より実施するため、所要の改正を行う。
- (2) 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成26年度実施対象校のうち大阪府立池田北高等学校と大阪府立咲洲高等学校を平成28年度入学生募集時から募集停止を行うため、所要の改正を行う。
- (3) 府立の高等学校並びに特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の変動により、平成27年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- (1) 平成25年度実施対象校の学科改編
  - ① 大阪府立西成高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
  - ② 大阪府立長吉高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
  - ③ 大阪府立箕面東高等学校を定時制（多部制単位制（クリエイティブスクール））から全日制総合学科に改編する。
  - ④ 大阪府立福井高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
- (2) 高等学校の募集停止に伴う規定整備（別表第一関係）  
大阪府立池田北高等学校及び大阪府立咲洲高等学校の項を削る。
- (3) 教職員定数の改定  
高等学校 9,928人→10,006人  
特別支援 3,862人→4,001人

### ■施行期日

- (1) 及び(3)平成27年4月1日  
(理由) 平成27年度当初から実施するため
- (2) 規則で定める日  
(理由) 在校生が卒業する時期に合わせて閉校するため

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・特になし

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二十二條 府立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 一 高等学校 一〇、〇〇六人  
 二 特別支援学校 四、〇〇一人

第二十二條 府立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。  
 一 高等学校 九、九二八人  
 二 特別支援学校 三、八六二人

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

名称	位置
大阪府立勝山高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立東住吉高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立茨木西高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立今宮高等学校	(略)
大阪府立西成高等学校	大阪市西成区津守一丁目
大阪府立長吉高等学校	大阪市平野区長吉長原西三丁目
大阪府立能勢高等学校	(略)
大阪府立箕面東高等学校	箕面市栗生外院五丁目
大阪府立千里青雲高等学校	(略)
大阪府立福井高等学校	茨木市西福井三丁目
(略)	(略)

名称	位置
大阪府立勝山高等学校	(略)
大阪府立西成高等学校	大阪市西成区津守一丁目
(略)	(略)
大阪府立東住吉高等学校	(略)
大阪府立長吉高等学校	大阪市平野区長吉長原西三丁目
(略)	(略)
大阪府立茨木西高等学校	(略)
大阪府立福井高等学校	茨木市西福井三丁目
(略)	(略)
大阪府立今宮高等学校	(略)
大阪府立能勢高等学校	(略)
大阪府立千里青雲高等学校	(略)
(略)	(略)

備考 (略)	大阪府立桃谷高等学校 (略)
-----------	-------------------

備考 (略)	大阪府立桃谷高等学校 大阪府立箕面東高等学校 箕面市栗生外院五丁目
-----------	---

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条関係)	別表第一(第三条関係)	別表第一(第三条関係)	別表第一(第三条関係)
名称	名称	名称	名称
位置	位置	位置	位置
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)
大阪府立東住吉総合高等学校	大阪府立東住吉総合高等学校	大阪府立東住吉総合高等学校	大阪府立東住吉総合高等学校
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立渋谷高等学校	大阪府立渋谷高等学校	大阪府立渋谷高等学校	大阪府立渋谷高等学校
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立池田北高等学校	大阪府立池田北高等学校	大阪府立池田北高等学校	池田市伏尾台二丁目
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立咲洲高等学校	大阪府立咲洲高等学校	大阪府立咲洲高等学校	大阪市住之江区南港中四丁目
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。

## 大阪府立図書館条例の改正（概要）

教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課

### ■改正の理由

大阪府立中之島図書館において、平成27年11月1日から施設管理業務等の一部について指定管理者制度を導入することに伴い、中之島図書館における指定管理者による管理を規定するとともに、中之島図書館の多目的スペースを貸出しに供することを規定し、利用料金を設定する。

### ■改正の内容

本条例で規定している指定管理者が行わせることができる業務に中之島図書館に関する業務を加える。  
中之島図書館の会議室等に係る利用手続きを新たに規定し、利用料金を設定する。

区分	単位	金額
多目的スペース一	一時間	8、700
多目的スペース二		23、600
多目的スペース三		12、700

### ■施行期日

平成28年4月1日

（理由）中之島図書館の指定管理者の導入並びに多目的スペースの供用及び利用料金の徴収を平成28年4月1日から開始するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

・大阪府立図書館条例施行規則（平成26年教育委員会規則第15号）の改正。

大阪府条例第 号

大阪府立図書館条例の一部を改正する条例

大阪府立図書館条例（昭和二十六年大阪府条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 大阪府立中之島図書館（以下「中之島図書館」という。）の多目的スペース並びに大阪府立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の会議室及びホール（以下「多目的スペース等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、多目的スペース等の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 多目的スペース等の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、多目的スペース等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 多目的スペース等の利用について、偽りの申込みをしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 図書館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 多目的スペース等の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第六条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、中之島図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 多目的スペースの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>二 中之島図書館の維持及び補修に関する業</p>	<p>(利用の承認)</p> <p>第二条 大阪府立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の会議室及びホール（以下「会議室等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を承認しないものとする。</p> <p>一 会議室等の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、中央図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>一 会議室等の利用について、偽りの申込みをしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 中央図書館の建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>四 会議室等の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、中央図書館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

<p>三 前二号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務</p> <p>2  委員会は、指定管理者に、中央図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 会議室及びホールの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>二 駐車場の利用に関する業務</p> <p>三 中央図書館の維持及び補修に関する業務</p> <p>四 (略)</p> <p>3  第二条及び第三条の規定は、前二項の規定により指定管理者に前二項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第六条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び第三条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第六条 委員会は、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p> <p>一 中央図書館の会議室等の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</p> <p>二 中央図書館の駐車場の利用に関する業務</p> <p>三 図書館の維持及び補修に関する業務</p> <p>四 (略)</p> <p>2  第二条及び第三条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第六条第一項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)」と、同条第二項及び第三条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第九条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第六条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第九条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第六条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十一条 委員会は、指定管理者が行う第六条第一項及び第二項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十三条 指定管理者は、多目的スペース等及び中央図書館の駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受することができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合においては、多目的スペース等及び中央図書館の駐車場を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3-6 (略)</p>	<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十一条 委員会は、指定管理者が行う第六条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十三条 指定管理者は、中央図書館の会議室等及び駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自らの収入として収受することができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合においては、中央図書館の会議室等及び駐車場を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3-6 (略)</p>

別表を次のように改める。  
別表(第十三条関係)

一 中之島図書館

多目的スペース	区分			単位	室料
	多目的スペース一	多目的スペース二	多目的スペース三		
	八、七〇〇 円	一三三、六〇〇	一二、七〇〇		
一時間					

備考 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。

二 中央図書館

区分	備設帯附の室議会							室議会					区分	室料				
	スライド映写機	資料提示装置	スライドプロジェクター	オーバーヘッドプロジェクター	ビデオプロジェクター	一六ミリ映写機	CDプレーヤー	カセットテープレコーダー	マイクホン	拡声装置	区分	室議会小			室議会中		室議会大	
												用使室全			用使室半	用使室全	用使室半	用使室全
午前	通常の室料	一台	一式	二時間	一台	一式	単位	金額	二、八〇〇 円	〇一、五〇	〇一、一〇	〇二、三〇	〇三、九〇	〇七、八〇 円	午前			
午後										〇二、一〇	〇一、五〇	〇三、一〇	〇五、二〇	〇一〇、四〇 円	午後			
夜間										〇二、二〇	〇一、七〇	〇三、三〇	〇五、六〇	〇一〇、〇〇 円	夜間			
午前										〇三、一〇	〇二、四〇	〇四、七〇	〇七、九〇	〇一六、〇〇 円	午前			
午後										〇三、八〇	〇二、九〇	〇五、七〇	〇九、七〇	〇一九、五〇 円	午後			
全日	〇五、一〇	〇三、八〇	〇七、七〇	〇一三、四〇	〇二六、八〇 円	全日	全日											
											冷暖房料							

駐車場	区分	備設帯附ル   ホ																	室帯附ル   ホ				区分		ル   ホ						
		映写設備		照明設備				音響設備			舞台設備								楽屋四	楽屋三	楽屋二	楽屋一	区分	の 日 他	そ の 日	又 は 休 日	日 曜 日	土 曜 日、 日			
		一六ミリ映写機	三五ミリ映写機	フットライト	ピンスポットライト	照明Cセット	照明Bセット	照明Aセット	CDプレーヤー	テープレコーダー	マイクrohホン	拡声装置	椅子	机	演台	テーブルクロス	譜面台	指揮台(指揮譜面台を含む。)	地がすり	緋毛氈 <small>ひまゑ</small>	びょうぶ	音響反射板							所作舞台	平台	フルコンサートピアノ
三〇分	単位	一室一回	二時間	一 式	一 台	一 組	一 台	一 式	一〇脚	一 脚	一 台	一 枚	一 台	一 台	一 枚	一 枚	一 枚	一 双	一 式	一 台	単位	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、五〇〇 円	午後	三〇〇	四八、 三〇〇	〇〇〇	五八、 〇〇〇	
一五〇円	金額	一、四〇〇	四、二〇〇	五、五〇〇	一、三〇〇	二八、〇〇〇	一四、〇〇〇	二二、四〇〇	一四、〇〇〇	二、八〇〇	一、三〇〇	二、八〇〇	一、三〇〇	二、八〇〇	九二〇	三、四〇〇	二二〇	二、七〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	金額	一、八〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇 円	夜間	七〇〇	六五、 七〇〇	七八、 八〇〇	通常の室料の額に 〇・七を乗じて得 た金額
																					単位	二、五〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	九、〇〇〇 円	午後					全日

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後九時まで、「午前午後」とは午前九時から午後五時まで、「午後夜間」とは午後一時から午後九時まで、「全日」とは午前九時から午後九時までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を含む。
- 4 施設を利用する場合における時間の計算については、機材の搬入及び搬出並びに設備の点検に必要な時間を含むものとする。
- 5 椅子の脚数の計算については、一〇脚に満たない端数は、一〇脚とする。
- 6 照明Aセット、照明Bセット及び照明Cセットの器具及び数量は、次のとおりとする。

区分	器具					
照明Aセット	フロント スポット ライト	シーリン グスポット トライト	ボーダー ライト	サスペンシ ョンスポッ トライト	アッパ ー リ ズ ン ト ラ イ ト	ローア ー ホ リ ズ ン ト ラ イ ト
照明Bセット	一 二 台	一 八 台	一 列	四〇台以内	一 列	一 列
照明Cセット	一 八 台	一 八 台	一 列	四一台以上	一 列	一 列

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大阪府立図書館条例(以下「新条例」という。)第九条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第七条から第九条まで及び第十条第一項の規定の例により行うことができる。

## 府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

市町村立の小学校及び中学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校（定時制の課程）並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国定数の配分に基づき、平成27年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

教職員定数の改正（第2条関係）

小学校	27,268人	→	27,091人
中学校	16,249人	→	16,192人
高等学校	28人	→	29人
特別支援学校	1,474人	→	1,602人

### ■施行期日

平成27年4月1日

（理由）平成27年度当初から施行する必要があるため

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整中

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数)                      第二条 (略)</p> <p>一 小学校 <u>二七、〇九一人</u></p> <p>二 中学校 <u>一六、一九二人</u></p> <p>三 高等学校 <u>二九人</u></p> <p>四 特別支援学校 <u>一、六〇二人</u></p>	<p>(府費負担教職員の定数)                      第二条 (略)</p> <p>一 小学校 <u>二七、二六八人</u></p> <p>二 中学校 <u>一六、二四九人</u></p> <p>三 高等学校 <u>二八人</u></p> <p>四 特別支援学校 <u>一、四七四人</u></p>

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

### ■改正の理由

(1)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）の施行により文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、平成27年4月1日から指定都市の事務とされる事務について、所要の改正を行う。

(2)法に基づく史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可に関する事務処理の権限が島本町に移譲（平成27年4月1日予定）するため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

(1)指定都市の事務とされる次に掲げる事務を第2条第1項から削除し、同条第2項へ追加する。

- ・法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務
- ・法第百八十八条第三項に規定する命令、勧告、指示その他の処分に関する事務

(2)事務移譲先である太子町及び豊能町に関する規定のある条項（第2条第4項、同第5項）に新たに島本町を加える。法に基づく事務のうち、本条例第2条第5項の規定により当該町が処理する事務として規定されているものは次のとおり。

第125条第1項 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する事務

第125条第3項 史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令等に関する事務（第43条第4項を準用）

第130条（第172条第5項準用を含む） 史跡名勝天然記念物の管理の状況等に係る報告の徴収に関する事務

第131条第1項、第3項 史跡名勝天然記念物の現状等に係る実地調査及び土地の発掘その他調査のための必要な措置の施行に関する事務（法施行令第5条第4項第1号イ〜リに限る）

### ■施行期日

平成27年4月1日

（理由）(1)第4次一括法の施行日と合わせるため。

(2)島本町との協議により、上記施行期日を決定したため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

島本町教育委員会と大阪府教育委員会の担当者間で連絡済。

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一一十二 (略)</p> <p>2 (略) 一一五 (略)</p> <p>六 法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務</p> <p>七 法第百八十八条第三項に規定する命令、勸告、指示その他の処分の通知に関する事務</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項各号及び前項第二号から第七号までに掲げる事務 二一五 (略)</p> <p>4 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する町（島本町、豊能町及び太子町を除く。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び前項第二号から第五号までに掲げる事務</p> <p>二一五 (略)</p> <p>5 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、島本町、豊能町及び太子町の区域に係るものは、当該町が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第七号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号又に掲げる現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、島本町、豊能町又は太子町の区域のみに係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三一六 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一一十二 (略)</p> <p>十三 法第百八十八条第一項に規定する届書その他の書類の受理及び同項に規定する物件の受領に関する事務</p> <p>十四 法第百八十八条第三項に規定する命令、勸告、指示その他の処分の通知に関する事務</p> <p>2 (略) 一一五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項各号及び前項第二号から第五号までに掲げる事務 二一五 (略)</p> <p>4 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する町（豊能町及び太子町を除く。以下この項において同じ。）及び村の区域に係るものは、それぞれ当該町又は村が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第五号まで及び前項第二号から第五号までに掲げる事務</p> <p>二一五 (略)</p> <p>5 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、豊能町及び太子町の区域に係るものは、当該町が処理することとする。</p> <p>一 第一項各号、第二項第二号から第五号まで及び第三項第二号から第五号までに掲げる事務並びに前項第二号から第五号までに掲げる事務（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等であつて二以上の市町の区域に係るもの及び同号又に掲げる現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>二 法第百二十五条第一項の許可（令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる現状変更等に係るものであつて、豊能町又は太子町の区域のみに係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三一六 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。